ていまり

一部5円

発行所　伊万里市役所
編集兼発行人　大川内善次
伊万里市大坪町甲2869
TEL 710

印刷所　タナカ製本印刷所
TEL 514

産業の総合開発をめざして
新年度予算決る
総額六億五千百二十九万三百円

昭和36年 第1回市議会定例会終る

本年初の市議会定例会は三月十一日開会、三十六年度歳入歳出予算案をはじめ市長提案三十九件陳情一件清願一件の一括上程、市長の施政方針演告が行われた新年度の市政運営の健全化をうち出す予算市議会だけに、終始活気に満ち十八日間の長期にわたる慎重な審議が続けられ三月二十八日全議案が採択された。

主な議案の概要は、

第十八号伊万里市漁港管理条例制定について、

この条例は漁港法の規定に基づき、市が管理する波多津、黒川、鳴石および波瀬各港の維持管理についての必要な事項を定めるもので、漁港施設の保全維持運営を図るものであります。

第十九号伊万里市農林漁業振興共同化資金利子補給および損失保償条例制定について

この条例は農林漁業の振興、共同化に必要な資金の融通を円滑にするため融資機関に対し利子の補給および損失補償の措置をとることによつて農林漁業の生産力の増強と経営の合理化、共同化の推進を図るものであり、この条例による融資機関の融資できる限度は毎年度五千万円とされ利子補給金の額は、当該融資額に対し、融資期間が自己資金で融資した資金については年三分、制度融資については年六分をこえた場合において、そのこえた部分の利率をもつて計算した額となつていますなお利子補給および損失補償の期間に融資の日から三日間。

第二十号伊万里市水道事業の臨時特例に関する条例制定について、

地方公営企業法の一部改正に基づき臨時特例を定めたもので、本市の水道事業は同法第二条二項の規定かかわらず、昭和三十七年三月三十一日までこの事業に財務規定等を適用しないものとするものであります。

第二十一号伊万里市局課設置条例の一部を改正する条例制定について

土木行政の一元化を図るため従来の土木課港湾課を土木港湾課と改められました。

第二十九号伊万里市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

被保険者の資格移動に際し、国保または他の健康保険との間に保険税（料）が二重に徴収される不合理をただすため条例（保険税徴収についての資格移動の事項）の一部を改められたものであります。

第三十一号伊万里市都市計画八谷搦土地区画整理事業施行条例を廃止する条例制定について

第三十六号伊万里市公平委員会委員の選任について

委員川口寅治（山代町久原）本年五月四日任期満了に伴い新に選任を要し新委員に同氏が再任された。

第三十七号伊万里市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第一部委員会委員田中儀栄次　第二部同島田嘉平　第三部同池田忠造　各氏は本年三月三十一日任期満了となつたが、新たに三氏が再任された。

なお市議会では議会常任委員会委員の任期満了に伴い新委員を選出、議会最終の三月二十八日次のとおり顔ぶれが決つた。

総務委員会
◎委員長　前田松一　田中忠兵衛
○副委員長　松瀬　勲　武藤庄三郎
田子森勇　○岡口正雄
西田鶴吉　山田栄二郎
◎江頭順二

文教厚生委員会
梅崎久次　杵島　清
高田金治郎　○小島満義
山口精三郎　楠田福義
藤田喜代馬　◎河村兼雄
川原巽　田代正男
◎大塚正人　○西山実

産業経済委員会
山口重一　前川駒市
真野仁比古　中島八郎
久重路重五郎　副島元市
田中逸治　川平武盛

建設委員会
高添門司　川本伝右ェ門
東島弥八　◎小島敬助
小野昌任　○山崎貞一

昭和36年度一般会計当初予算と前年度現計予算比較表

歳入 科目	本年度予算額	前年度現計予算額	比較増△減
1 市税	185,403,400	181,037,800	4,365,600
2 地方交付税	150,000,000	128,974,000	21,026,000
3 公営企業及び財産収入	14,043,700	8,873,200	5,170,500
4 分担金及び負担金	12,737,100	19,847,700	△ 7,110,600
5 使用料及び手数料	9,159,800	8,683,200	476,600
6 国庫支出金	201,439,900	202,050,480	△ 610,580
7 県支出金	15,620,500	17,655,250	△ 2,034,750
8 寄附金	2,505,100	4,008,300	△ 1,503,200
9 繰入金	100	399,100	△ 399,000
10 繰越金	100	2,654,500	△ 2,654,400
11 雑収入	33,668,600	16,736,800	16,943,800
12 市債	26,700,000	48,400,000	△ 21,700,000
歳入合計	651,290,300	639,320,330	11,969,970

歳出 科目	本年度予算額	前年度現計予算額	比較増△減
1 議会費	15,414,000	12,127,200	3,286,800
2 市役所費	93,587,400	83,967,200	9,620,200
3 消防費	16,016,900	11,181,500	4,835,400
4 土木費	152,463,600	152,669,750	△ 206,150
5 教育費	84,439,200	110,806,900	△ 26,367,700
6 社会及び労働施設費	150,261,600	140,576,500	9,685,100
7 保健衛生費	13,078,600	11,285,200	1,793,400
8 産業経済費	45,986,400	52,227,200	△ 6,240,800
9 財産費	1,513,400	5,437,900	△ 3,924,500
10 統計調査費	114,700	1,104,100	△ 989,400
11 選挙費	1,476,000	2,389,000	△ 913,000
12 公債費	39,049,000	36,666,100	2,382,900
13 諸支出金	32,491,800	16,810,900	15,680,900
14 予備費	5,397,700	2,070,880	3,326,820
歳出合計	651,290,300	639,320,330	11,969,970

昭和36年度一般会計当初予算財源内訳

科目	予算額	構成比	国庫支出金	県支出金	分担金、負担金	その他	市債	一般財源	構成比
1 議会費	15,414,000	2.4						15,414,000	4.2
2 市役所費	93,587,400	14.3	8,100	6,000				93,573,300	25.7
3 消防費	16,016,900	2.6	640,000	300,000		1,200,000		13,876,900	3.8
4 土木費	152,463,600	23.4	83,135,600		100	1,364,900	14,800,000	53,163,000	14.6
5 教育費	84,439,200	13.0	13,692,500			448,100	11,900,000	58,398,600	16.1
6 社会及び労働施設費	150,261,600	23.1	103,245,000	2,865,300	9,396,000	655,700		34,099,600	9.4
7 保健衛生費	13,078,600	2.0		2,468,900	198,000			10,411,700	2.9
8 産業経済費	45,986,400	7.1		9,180,300	3,143,000	12,100,000		21,563,100	5.9
9 財産費	1,513,400	0.2						1,513,400	[illegible]
10 統計調査費	114,700	—	66,000	1,000				47,700	—
11 選挙費	1,476,000	0.2	44,000					1,432,000	0.4
12 公債費	39,049,000	6.0	556,700			1,277,300		37,215,000	10.2
13 諸支出金	32,491,800	4.9	52,000	799,000		13,728,000		17,912,800	4.9
14 予備費	5,397,700	0.8						5,397,700	1.5
合計	651,290,300	100.0	201,439,900	15,620,500	12,737,100	30,774,000	26,700,000	364,018,800	100.0

理想選挙の実現のために

選挙管理委員会

近代民主々義国家では選挙が基盤であり、選挙が公明に行われている国は、正しく明るい政治のもとに繁栄し、前進しているし、今後も前進して行くでしょう。

我が国が本格的に公明選挙運動をはじめてから九年近くなりますが、選挙の現状をみますとき、悪質な事前運動、供応、買収はあとをたたず、いつになつたらこのような選挙から足を洗えるか甚だ疑問であります。

昨年十一月の総選挙の結果をみますと、国会で公明選挙を決議したにもかかわらず、全国では相当数の選挙違反を出しており、そのうち九割までが悪質な売収、供応となつております。

なぜかように多数の違反が出るのか、選挙法規を軽視する傾向が多分に見うけられ、世間では選挙法は、米国民有権者の一人一人が常日頃から政治、選挙について日本の三大ザル法とさえいわれ、十分に守られず今日に至つています。

理想選挙の実現のためには先ず選挙法を改正して、守りやすいようにすることが必要と思われますが、選挙法の改正については、小選挙区制の問題、選挙区の議員定数の改正、その他大きな問題があり、全面改正は困難と思われますが、選挙制度審議会の答申を尊重しつつ、すなわち政治常識を身につけ、選挙法を守らない人には投票しない。

国の主権は私たち国民の手にあるという、自覚がもつとも大切であります。

私たちは日常生活で、なにかといえばすぐ政治の責任が問われるように、私たちの生活を、より楽しいものとし、明るい住みよい社会をつくるためには、どうしても政治が正しく行われることが必要です立派な政治を行つてもらうためには選挙が公明に行われなければなりません。

公明選挙運動はこのような見地から、理想選挙を実現しようとする国民運動であり、選挙を通じて民主的な住みよい社会を実現する……それは一見ひどく遠廻りのように見えるかもしれないが、最も確実な方法でしかも最も有効な、唯一の方法と言えましょう。

健康保険証が新しくなります

皆さんが現在お使いになつている、国民健康保険の被保険者証更新を規則により昭和三十六年五月一日に実施しますので、次の点に御注意下さい。

一、用紙及び文字

ピンク色の用紙（新被保険者証）

桃色の用紙（無効となる被保険者証）

二、更新は昭和三十六年五月一日から致します。

三、現在使用中の被保険者証は昭和三十六年四月三十日迄使用されますが、その後は使用できません。

なお新しい被保険者証は四月末日までには駐在員（区長）さんを経て交付することになりますから、無効となつた旧被保険者証は返還して下さい。

地方税法の一部が改正されます

昭和三十六年度分から地方税法の一部が次のとおり改正されます。

一、市県民税

障害者、未成年者、老令者又はか婦の方で年所得十三万円以下は非課税となつていましたが、こんどの改正で十五万円以下を非課税とすることになりました。

二、軽自動車税

軽自動車税の負担の均衡をはかるため次のように改正されます。

①軽自動車、年税額一率千五百円であつたものが、二輪（一二五CCをこえ二五〇CC以下）のもの千五百円（現行どおり）

障害者、老令者又はか婦の方で年所得十三三輪（三六〇CC以下）のものが二千円に

四輪（三六〇CC以下）のもの乗用が三千円

貨物が二千五百円となります

②三公社の所有する軽自動車に対する非課税規定が廃止され課税されることになります。

③三、四輪車の税金の納期は昭和三十六年度に限り五月の予定です。

三、電気ガス税

零細負担排除の趣旨から、新たに免税点を設け、一ヶ月の電気使用料金が三百円以下のものに対しては課税されないこととなります。

（註……昭和三十六年六月一日以降検針のものから）

育英資金貸費生募集

申込は四月末日まで

市教育委員会

0198

施政方針演告

本日ここに昭和三十六年伊万里市議会第一回定例会を招集いたしましたところ議員各位におかれましては御出席いただき、昭和三十六年度伊万里市歳入歳出予算案を始め三十四件にわたる議案の御審議を煩わします点、衷心より感謝申上げる次第であります。

さて世界の情勢をかえりみますとき、米ソ両陣営の対立は、容易に緩和するに至らず、アフリカ東南亜地域等における動乱も亦、かえって複雑、深刻の様相が見受けられ、一方経済事情も米国のドル防衛政策に基因する景気後退を始め一般的に稍々停滞気味な情勢となり、我が国経済の高度成長計画遂行に必ずしも明るい影響を与えるとは申し難い事情ではないかと存じますしかしながら我が国は民主政治の下に、いわゆる各種産業の振興による国民所得倍増十ケ年計画を樹立し、先ず初年度において公共投資の増大、低開発地帯産業振興策、貿易自由化の積極政策を打ち建て、所得税を中心とした減税、社会保障制度の拡充等、今や国家予算の成立をみつつある次第であります。

又最近における地方財政の現況についてみますと、先年来の経済の成長を背景とした国民所得の漸増は税収の自然増となって現われ、就中成長産業に恵まれたる大都市等における諸税の伸長率は誠に大なるものがありますが、反面低開発産業地帯の市民所得は停滞或は後退等の現象もみられ、地方税収の格差は益々その度をたかめつつあります。

御承知の如く当市のように成長産業に恵まれず、わずかに石炭産業を始め未だ低利潤の域を脱し得ない農林水産業及び中小企業が主体である地方におきましては財政好転の兆は容易には望み難く、ために市政の歩みにもなかなかの困難を余儀なくされているのであります。

私はこのような明暗二相の地域的格差を誠に遺憾に存じ、その打開に懸命の対策と努力を傾注し、地方産業の合理化と開発を促進し、もって所得格差の排除に努め、他面、教育、厚生行政等の充足と相俟って市民福祉の向上を図りたい所存であります。

茲に、昭和三十六年度の予算案を提出するにあたり、施政の方針と予算の概要につき申し述べ各位の深き御理解と絶大なる御協力を偏えにお願い申し上げる次第であります。

先づ、予算編成の基本方針について申上げますと、財政運営の基本的な方向においては、国と同一の基調にたって当るべきであると思いますが、政府の企図する積極政策をそのまま踏襲することはかえって許され難い地方的な実情もあるのであります。

即ち、現段階におきましては、市民所得の上昇に起因する税収増の見込みは期待薄であり、反面公共投資及び社会保障の拡充に伴う自己財源の負担、更にさきに行われた人事院勧告に基づく人件費の増嵩も相当額に上り、これ等の事情を充分に考慮の上、新市建設計画の基盤として産業の進展、民生の安定、教育の振興と併せて投資的事業の促進を重点とし財政力の許す範囲において、その効果を最大に発揮することに努め、もって市民福祉の向上と併せて市財政の健全化を図りたいと存ずる次第であります。

以下一般会計における歳入歳出予算の各款にわたり順を追ってその概略を御説明申し上げます。

先づ、歳入においては、市税の収入を一億八千五百四十万三千円と見込みましたが、前年度当初予算に比較すると、九十三万四千円の減となりますが、これは都市計画税の減がその主なるものであります。

御承知のとおり、税収が行財政の基本である点に思いを致し、課税実態の把握、税負担の均衡化等には、更に万全を期するとともに、徴収成績の向上については納税組合等の協力と相俟って一段の努力を払い、充分なる成績を挙げたい所存でありますので、市民各位の一層の御理解と御協力をお願いするものであります。

次に、地方交付税は、一般財源として市税に次ぐ割合を占めるものでありますが国の地方財政計画その他従来の実績等を十分勘案して前年度当初予算より三千九百万円を増加し、一億五千万円を計上いたしました。

次に国、県の支出金については土木費を始め、教育施設、農林漁業、福祉厚生、その他一般公共事業等の負担金及び補助金を合せて前年度当初予算より一千六百二十二万円の増加となり、二億一千七百五万九千円を計上いたしましたが、これは主に失業対策事業費、生活保護費の増に伴うものであります。

また、分担金、負担金、使用料、手数料については条例その他、実績に基づき二千一百八十九万六千円を計上し、市債については、本市財政規模を勘案すると共に自治省の指導に基づく標準限度を考え、二千六百七十万円を計上いたしております。

公営企業及び財産収入においては、港湾の整備その他投資的事業を促進するため八谷搦に所有する市有土地の処分を企図し、一千四百四万三千円を計上いたしました。

なお、寄附金、雑収入については昨年当初予算より一千六百七十七万四千円の増となり、三千六百十八万五千円を見込みましたが、この増加は、国民年金印紙売払収入がその主なものであります。

以上歳入を合計いたしますと、六億五千百二十九万三百円となり、昨年度当初予算より六千四百七十九万八千二百円の増加となっている次第であります。

次に歳出面について申し述べますと、一般行政費に属する議会費、市役所費におきましては、職員の給与改定並びに議員報酬の改定等により、議会費においては前年度当初予算に比し三百六十一万五千円、市役所費におきましては一千五百十七万九千円の増となっております。

殊に人件費は逐年増大し、これが総予算額に占める割合を考慮するとき、極力節減を図るべきでありますが御承知のとおり、国民年金事務を初め国の委託事務の増、失業対策、生活保護事務、或は機構の改革等に基づく必然的な増加事務処理のため、今回最低限の職員定数増を考慮しましたが、申すまでもなく職員の適正配置と事務機構の改善合理化による能率の向上と市民サービスの向上に万全を期する所存であります。

消防費については、一昨年消防署を設置して以来、鋭意内容の充実強化に努めておりますが、今回更に消防職員定数四名を増員するほか、百九十五万円をもって消防自動車を購入し機能の向上に資するとともに、防火水利施設の拡充に努め、消防使命の達成を図りたいと存じます。

土木費について申し上げますと、文化の向上と産業発展の基礎をなす道路整備の必要性は、今更申上げるまでもありませんが、最近における道路交通の激増により、道路の損傷は著るしく、これが維持補修費は莫大な費用を要しますので、直営砕石場四ケ所を設置して、砕石の撒布及び失業対策事業費により七万五千米に及ぶ補修を意図するほか、道路の新設改良事業については、本年度新たに市単独事業費を計上し、四路線七百九十米に併せて前年度に引き続き炭鉱離職者緊急就労対策事業をもって主要路線四線、延長千百八十一米、失業対策事業において十三路線三千八百四十二米を改良及び舗装三路線七百六十一米を計画し、これに要する事業費は四千九百万円余にのぼり画期的な道路の整備強化を図りたい所存であります。

又別途山代町久原地区には簡易水道水源確保のため、貯水量三千七百立方米の貯水池新設を意図するものであります。

災害土木費においては、一千二百七十七万二千円を計上し、三十四年度災害工事の完了と三十五年度発生による河川災害十四ケ所の復旧工事を予定し、早期復旧を図る考えであります。

又懸案の有田ダム建設は大体完了の運びとなりましたが、松浦川改修は、国直轄工事としていよいよ本年度より実施することとなり、これが促進を一層強化したいと存じます。

更に、国、県道につきましては、改良及び舗装等五ケ所七百五十万円の事業費に対する負担金として百七十二万五千円を計上いたしています。

都市計画事業については伊万里港修築事業と関連する街路事業として八谷搦線臨港道路の築造を予定し、七百二十七万二千円を計上、更に国見台公園の造成については、ブルドーザー八ケ月をあてるほか、炭鉱離職者緊急就労対策事業費八百四十万円をもって四百米公認陸上競技場の完成を期したいと考えております。

港湾費については、本年度完成の見込みである伊万里港修築事業費三千五百六十万円、海岸保全事業費八百万円、久原港埋立事業費二百万円、竜門ダム調査事業費二十万円等の事業負担金として一千百六万円を予定するほか、単独事業として八谷搦埋立造成費に二百万円を計上いたしております。

更に臨海工業地帯造成を目的に旧児玉興産所属に係わる東山代町里所在の仮埋立地十万平方米を確保し、年次計画をもってこれが工場用地化を構想するものであります。

教育費について申上げます教育は市民福祉の基本であるとの所信に基づきこれが理想実現のためには絶えず教育委員会の意見を徴して緊密なる連携を保ち教育の充実と効果の向上を目指しており予算編成に当っても、重点施策として極力その意図具現化に努め八千四百四十四万円の予算を計上し極力経費の効率的重点的活用に配意して教育効果の推進を図り、住民の教育に対する熱意と期待に応えたいと考えている次第であります。

予算の内容を概略申述べますと、一般行政費として六千八万円、建設費に二千四百三十六万円を計上しております。

建設事業の主なる内容は、昭和三十八年度をピークとする中学校生徒急増対策として山代中学校に鉄筋三階建六教室、国見中学校に鉄筋二階建四教室の新築を施工するほか、波多津東小学校の管理室を新築し、統合整備の完成を意図するものであります。

次に社会教育について申述べますと、社会教育法が施行されてより、早や十二年目を迎えておりますが、各関係団体の活動は年々活潑となり、その成果もまた大いに見るべきものがあると信じております。

殊に青少年教育の振興策として市連合青年団が各部落子供クラブの育成に卒先協力され、その結果、社会的関心が大きく高まりましたことは実に喜ぶべき次第であります。また社会教育最近の動向として総合社会教育ということが強く叫ばれており、婦人会、青年団体育協会、子供クラブ等の各種団体が成人教育や新生活運動等の社会教育の場においてそれぞれ持味を発揮しながら総合的な教育活動を展開し、大いに成果を挙げようとするものであり、本市としても、この点特に留意し市連合婦人、会市連合青年団、市体育協会等それぞれ相当額の補助金を増額し成人教育の振興婦人会、青年団の育成、スポーツの振興保健体育の増進等に力を注ぎたいと考えております

社会及び労働施設費について申上げますと、先づ社会保障制度の中で最も重要な生活保護費においては、本年度より実施予定の保護基準額の引上げを含め一億七百三十六万三千円を計上しましたが、これを前年と比較しますと、七百六十一万七千円の増加となっております。

御承知のとおり炭界不況等に伴う被保護世帯は一昨年来増加の一途を辿っており市財政面にも影響を及ぼしつつありますが、これが制度の運営に当っては、特に市民の重要関心事でもあり迅速にしかも厳正的確にその実態を把握して保護の適正を図る所存であります。

また児童福祉対策としては児童福祉法の精神に則り、保育園の適正なる運営を図るとともに、新たに児童遊園地を一ケ所設置し、予算七十万円を計上しております。

その他、母子寮、授産場についても更に実態に即した運営の効果を発揮したいと存じております。

又外かく機関である市社会福祉協議会も漸く市民の御理解と協力を得つつあるとき その育成発展には市も充分なる関心を寄せているところであります。

次で厚生行政面におきましては、住宅対策として、現在二百八十二戸の公営住宅を擁しておりますが、尚新たに低家賃住宅建設を配慮して二種住宅十戸、三百四十一万六千円を計上するとともに、本年度も県営アパートの建設を推進する予定であります。なお、同和対策事業として、国の施策に基づく同和地域の生活環境改善を図るため、予算百八十五万六千円をもって隣保館の設置を計画するほか、遺家族援護、母子福祉、戦傷病者並びに身体障害者福祉対策等各々予算を計上し社会援護を推進し、又勤労者福利厚生費をもって働く大衆への福祉を助長したいと考えうるものであります。

尚、今日の社会情勢に鑑み青少年問題対策については学校教育並びに社会教育と提携し、青年団の協力特に婦人会の全面的な支援をもとめ、実効ある成果を期する次第であります。

また、国民年金制度は本年度より拠出制が実施されることとなり、これに要する経費として、二百七十七万九千円を計上いたしています。

保険衛生費について申述べますと、前年度当初予算に比し三百六十三万四千円を増加し、一千三百七万八千円を計上いたしておりますが、特に国の緊急措置要綱に基づく小児マヒ予防接種を実施し、これが未然防止対策に努めたい所存であり、結核予防、各種接種についても充分なる対処を意図するものであります。

又環境衛生については屎尿処理、塵芥処理の問題等、日常市民に直結した重要な問題が多々ありますので、各々予算を計上しこれが対策に配慮いたしており、尚新たに立川鉱業所炭住地区を中心に建設される大川町塵芥焼却場設置補助三十万円を予定しております。更に最近簡易水道の普及に伴い各地に施設がなされつつあることは誠に喜びに堪えないところでありますが、施設後における衛生並びに技術の指導を行うため、今般簡易水道技術管理者を配置し、その運営に遺憾なきを期するとともに、今後これが奨励の目的をもって簡易水道施設に対する補助要綱を定め、一層の推進を図りたいと考えております。

産業経済費について申上げます。申すまでもなく市民の生活程度の向上は所得の増加にあり、所得の増加は産業の振興を図らずしては期し得られず、まして所得倍増の全面的産業成長の歩調に取り残されるが如き禍恨なきよう、能うる限りの配慮をいたしたつもりであります。すなわち、経済成長政策、特に国民所得倍増計画に伴う農業構造の再編成と農業経営の改革を内容とする農業の基本問題は、誠に重大なる問題と考える次第でありまして、政府は今般農業基本法の制定を期し、農業の生産性をたかめ、農業所得の増大化を計画いたしておりますのでその線にそって畜産、果樹園芸の振興等農業の近代化を推進するとともに農業協同組合等関係機関の協力を得て農林漁業振興資金、農業経営近代化資金の円滑なる活用を助成したいと存じこれがためには先づ年間五千万円の融資枠を予定し、これに対し一部損失補償条例を制定し、利子補給金百四十一万二千円を計上するとともに、別途天災融資一千百万円に対しても利子補給金三十七万三千円を計上いたしている次第であります。

次に農業生産の基盤である土地条件の整備事業に対しては、農道五千五百七十米用排水路二千四百八十米、溜池二十二ケ所等の新設改良工事を促進する一方、農業用トラクター泥土揚機の高度利用により水田農業の安定向上を図りたいと考えております。又営農基盤資金の強化を図るために、果樹園造成については一千万円の低利資金の導入に努めるほか、開懇二十町歩を予定し四十万円の奨励費を計上いたしており、市有ブルドーザーの活用と相俟ち

◀第一期の保険税の納期は四月三十日まで

その成果を期待するものであります。更に果樹実験農場の整備、果樹講習所の強化と相俟つて、農業協同組合を中心とする共同集荷場も本年度をもつて十六ヶ所を完了の見込みであり、これに関連して中央並びに各地区共同撰果場設置の促進を期したいと考えております。

次に林業振興については、多年の懸案であつた市森林組合の発足をみるに至りましたが、今後更に既存組合の統合強化を図り、これが育成に努めるとともに、本年度は林道開発事業として市内三ヶ所、延長二千七百米を予定し、二百六十二万八千円を計上いたしております。

次に水産業費について申述べますと、伊万里湾は今般幸いにも沿岸漁業振興総合対策事業地域の指定を受けますので、国、県の指導と相俟つて浅海養殖事業の推進を図るとともに又、一方沖合漁業、特に李ラインの危険水域漁業の小型漁船対策として設備の充実に対して補助金を計上するほか、長崎県との入漁問題に対しては県の協力を得て更にこれが打開策に対処いたしたいと考えるものであります以上のほか、地すべり鉱害対策、海外移住対策、新農村青年建設班による中堅青年育成等各々予算を計上し効果ある対策に努めたいと存しております。

次に商工鉱奨励費について申述べます。消費経済の伸展と生産工業の振興とは表裏的関連にあるものであり交通、運輸、通信等の消長はその関連に複雑なる変化をもたらすものでありまして、高成長産業を欠く我が市の現状は、商工業的業態の伸長に必らずしも有利なる条件にあるとは申し難いのであります。

まして世界的エネルギー革命によつて招来された石炭産業の不振は更にこれらの上に悪循環をもたらしつつありと見るべきであると存じます。

茲において前述の農水産面の生産性の向上を促進するとともに、幸いに新構想のもとに制定発足をみる中小企業助成法の活用を図り、既存工業の育成を始め他方産炭地振興法、低開発地域工業開発促進法の適用方を強力に推進し、石炭産業の再活用或は転換、又は低開発地域工業開発促進法による工場分散等の時流と結び新工場誘致による港湾並びに工場用地の活用方を促進し、もつて農工鉱の生産業と交換経済である商業の相関的な充実発展を意図するものであります。

尚、商業界の現況におきましては、当市商工会議所と協同の下に企業診断による合理化の推進と顧客を中心とした現代化を図り、もつて隣接商都市による浸食をくいとめ更に発展えの基盤を固めたいと存じます。

更に市内全域にわたる商工会に対しては各々の特性を活かしてその育成を図ることに努め、これ等中小企業家に対しては、その活動のエネルギー的役割を演ずる金融対策については、予託金一千万円を計上し、商工会議所及び各金融機関の協力を得て十二分なる活用を期したいと存じております

次で、観光費につきましては国民生活の安定に伴う観光ブーム出現の感を新たにするものでありますが、当市においても市内観光資源の充実に努力するは勿論、国見台公園の建設、近代都市化への移行を促進し腰岳開発、県立伊万里湾公園の整備を図るとともに、西海国立公園並びに玄海国定公園等を主軸とする西九州観光ルートの中間的位置を活用し中継地的発展を考究推進したいと考えております

統計調査費、選挙費

公債費、諸支出金等はそれぞれ必要限度の経費を計上いたしましたが、諸支出金中、市史編さん事業については、市政将来の発展と文化の向上に寄与する目的をもつて昭和三十四年度より三ヶ年の計画で鋭意推進中でありましたが、編さん委員各位の御協力を得て順調に進行し本年度末を期して完成予定であります

以上本年度歳出予算総額六億五千一百二十九万三百円を計上いたした次第であります。

次に、特別会計予算について申述べます。

第一、水道費

本年度予算は、二千一百六万六千円を計上いたしておりますが、最近における異常渇水に備え伊万里水道においては施設の維持管理に重点をおき、漏水の防止対策に注意を払い、市民に御不便をかけることなきように努力するものであります

又使用料の徴収については現在九十九％徴収の実績を挙げるに至りましたので、引続き収入の確保に万全を期する考えであります。

尚波多津水道におきましては、昨年度の増補工事により水量においても若干の余裕を生じている現状でありますので、今後、給水戸数の拡大と収入の確保を図りたい所存であります。

第二、国民健康保険費

六千七百九十九万五千円を計上いたしておりますが、御承知のとおり、国は昭和三十六年度を期し国民皆保険に踏み切り疾病に対する社会保障制度の確立に期待するものであります。

併しながら、国民保険の実態は、受診率並びに一件当り医療費の上昇等による療養費の累増に起因し、被保険者の税負担は毎年加重となり、今やその負担も限界に達するものと察せられるとき、茲に国家的な根本的改善の要を痛感する次第であります。

これらの問題については、全国市町村が一致して強力にその改善方を要望する一方、現行制度下においては保険税の増額をできるだけ少くするため、本年度においては一般会計繰入金を前年度の百五十万円を三百万円に増額し一方、保険給付に対しては、従来給付制限中でありました歯科補綴の場合における金冠、入院の場合における医療寝具の制限を撤廃する等被保険者の福利を企図する方針であります。更に、目下問題になつております医療費値上げ問題につきましては、年度中途において混乱を生じないよう予備費中にその必要財源を確保し、健全財政の基盤にたつて円滑なる運営を図り市民福祉の安定に努めたいと考える次第であります。

第三、市立病院費

医療行政が国家的に論ぜられるとき市民の医療福祉機関としての使命を再確認し特に本年度は僻地の保健向上に配意すべく留意いたしております。

本年度財政規模は二千四百二十三万二千円で、あくまで診療収入を基調としたものであります。

しかしながら、歳出中、人件費の占める割合が診療収入に対し、五十％を占める状況に至つておりますので今後とも適正規模と職員配置を充分考慮するとともに消費的経費の節減を図り効率的運営と市民サービスへの発展を期したいと念願いたしております。

第四、授産場費

社会福祉対策の一環であり毎年度一般会計の繰入金をいたしておりますが、本年度も三十五万円の繰入金を計上し、総額二百八十四万五千円をもつて中央授産場の洋裁を主とする授産施設を強化し、所期の目的達成に努めたいと考えております。

第五、と畜場費

八十八万円を計上いたしておりますが、前年度における事業実績は一千八百頭が見込まれ年次上昇を辿つており、殊に事業上施設の改善も着々と整備されましたので、今後一層経営成績の向上を期したいと考えております。

第六、公益質屋費

七百九十六万七千円を計上いたしましたが、開設以来二ヶ年を経過し順調なる運営をみており、今後とも社会福祉事業の一環として低額所得者に対する資金融資の便を図りたいと存します

第七、物品調達費

消費的経費の節減策として引続き物品の集中管理を行い、本会計の合理的運営に努め、所期の目的達成に一層努力致したいと考えております。

以上昭和三十六年度一般会計予算額六億五千百二十九万三百円及び特別会計予算額一億四千百九十万七千五百円、総合計七億九千三百十九万七千八百円の総体について概略の説明を申上げましたが、市財政困難の折から市民の要望を一挙に解決することの困難な事情を御賢察下され議員各位には慎重審議の上御協賛を賜わりたく、市民の皆様には本市自治行政発展のため、市政は自らの行う政治であることを認識され御理解と御協力を戴きますよう、市議会を通じお願いいたし、私の施政方針演告といたします。

★　★　★

町を静かに明るく美しく

明静美運動伊万里市推進協議会

◇児童・幼児に関心を

三十四年中に起こつた交通事故で死亡した十二才以下の児童、幼児は約二千人もおり、このうち約六〇％は六才未満の幼児となつている。こどもの事故原因のうちで例年最も多いものは、路上での遊びや幼児のひとり歩きであるが、気候がよくなるにつれて戸外での遊びをする機会がふえるのといよいよ通学通園の時期でもあるので特に保護者の注意が大切である。

新道路交通法では児童、幼児の保護について次のように決めている。

①児童（六才以上十三才未満の者）の保護者は交通のひんぱんな道路や踏切の近くでは、児童、幼児に遊ぎをさせてはならない。

②児童、幼児が登校（園）する途中、道路を横断する場合に誘導や合図が必要であれば、現場の警察官はもちろんその場に居合わせた一般通行人もこどもたちが安全に道路を渡れるよう協力しなければならない。

③交通のひんぱんな道路上でボール投げやローラースケート等の行為をしてはならない。

④付添人のいない児童、幼児が歩いているときは、自動車の運転者は一時停止または除行してこどもたちの歩行をさまたげないようにする。

⑤自動車の運転者は常に安全運転をする義務があるが、「学校、幼稚園、保育所等あり」の標識のある附近では、特に安全運転を心掛けこどもたちに危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

◇道路上の団体行動は整然と

これから旅行のシーズンにはいるが、学童や生徒の通行法について新しい道路交通法では次のように決めている。

①学童などの団体の通行は、指揮者の判断で歩道、車道のいずれを歩いてもよいことになるが、歩道を歩いた方が安全である。歩車道の区別のない道路では、右側を一般歩行者が通れるようにすることである。また車道を通る場合はいちばん右側を整然と通行することが大切で、車道の左側やまん中を歩いてはならない。

②団体の通行は、最高五〇人くらいで一つの班をつくり、班長が責任をもつて人員を掌握すること。班が二つであれば、最初の班が横断歩道を渡つたあと一時停止している車を通すようにし、次の青信号で次の班が渡るようにすること。赤または黄信号で車道へ下りることは、信号無視となる

◇危険な無免許運転をやめよう

自動車はすべて免許証がなければ運転できないことはいうまでもないが、免許を持たないで車を運転するいわゆる無免許運転が毎年非常に大きな件数に上つている。

無免許運転には①全然免許がないのに車を運転するもの②普通車の免許証で大型車を運転する場合のように免許証に記されている車種以外の車を運転するもの③免許が停止されている期間中に車を運転するものの三つに分けられる。

無免許運転が多いのにたとえば窃盗などのように罪悪感を伴なわないところに原因があるともみられるが、絶対やめなければならない。

無免許運転をして事故を起こした場合の当然の心理として、無免許の発覚をおそれてそのまま逃走するというケースもきわめて多いが、この種の事故は三十四年中に一一九三六件もあり、これによる被害は、死者四九一人、負傷者は八、六〇〇人という大きな数に達している。

ひき逃げ事故は、従来とも重く罰せられていたが、新道交法では、免許が取り消されるほか、罰則の点でもさらに強化されている。

さらに、新道交法では酒気を帯びて車を運転してはならないことになつている。酒気を帯びて無免許運転をしたら、無免許運転について定められた刑の二倍にまで重く罰せられる。またひき逃げをすれば、道交法による罰則のほか、刑法の業務上過失傷害または致死罪も適用される。

◇「刃物を持たない運動」をさらに盛り上げよう

「刃物を持たない運動」は、全国都道府県の青少年協議会、教育委員会、家庭裁判所、防犯協会、PTA、婦人会、報道機関等の協力の下に昨年末の防犯運動と併行して活潑に行われた。

各府県の警察では、①職務質問の励行②許可を受けている銃砲刀剣類に対する一斉調査③暴力団や右翼等不穏な行動に出るおそれのあるものに対する銃砲刀剣等所持取締法の強化④銃砲刀剣類等の発見届出を勧奨する運動の実施⑤ダイナマイトその他火薬類の取締等に重点をおいた取締りを行なう一方、関係機関、団体との懇談会を開いて協力を依頼している。

この結果、①保護者が同伴しない青少年には刃物を売らない②一般家庭の不用な刃物類の供出③学校の教室に鉛筆削り器を設置する④刃物業者の自主的申し合わせ、などの事例が各府県に共通して見られている。

もとより、こうした問題は、わずかの運動期間だけで十分な効果をあげるというわけにはいかないので、警視庁をはじめ各府県の警察ではことし一年間あるいは半永久的の国民運動としてとりあげる態勢にあり、さらに世論をもり上げていくことになつている。

大阪中央市場で受賞

伊万里湾漁協海苔部会

最近とみにその名を高めつつある伊万里海苔の生産出荷団体である伊万里湾漁協海苔部会は、このたび、大阪中央市場昭和三十五年度水産物ならびに乾物、漬物けい卵関係などの優良出荷者として乾物関係二団体のうち、海苔では全国で始めての優良団体として表彰をうけることになりました。

伊万里海苔の養殖は昭和二十五・六年頃から始められたが、技術の未熟と伊万里湾の特殊な海況に悩まされ、生産は遅々として進まず、昭和三十二年は全滅という苦難もありましたが、よく部会員一致協力し生産の増加、製品の共同出荷の理念に燃えながら、旧来の竹ひびから水平網ひびへの転換、新しい養殖方法である系状体培養と人工採苗をいち早く取り入れるなど進歩した技術の導入が積極的に行われ、特に若い人達による研究グループ（優秀研究グループとして数度の県知事、農林大臣賞をうけている）はその推進力ともなつており、伊万里湾漁協海苔研究班の名も全国的に知られています。

伊万里海苔はその味と香りに秀れた特性があり、生産の初期から、大阪市場で「浪花ずし」用として好評を博しています。完全な共同出荷と品質の向上と量産に全部会員のたゆまない努力の甲斐があつて、晴れの受賞となり、名実共に「伊万里の海苔」としてその特産物の声価を発揮し、大阪市場において絶大なる信用をえたわけで今後なお一層の飛躍が期待されています

伊万里市農業の概況

主として農業構造について

国は最近の目ざましい経済の成長に伴い、三十五年の国民総生産額十三兆円を昭和四十五年に二六兆円にする所得倍増計画を樹立しました。このなかで第一次産業（農林水産業）をどのようにして発展させ、なお他産業との所得格差を少くするかということに努力が払われているようであります。第一次産業は他の二次三次産業のように生産過程を急速に近代化することが困難であつて、これには国の適切な長期振興計画と国の大きな援助が必要でありその一環として農業基本法を制定して強力に推進を図る方針を立案しておりますこのような重要施策の決定には正確な統計資料が必要であります。国は毎年いろいろの統計を実施し特に農業関係では、農林業センサスが最も大規模なもので昭和三十五年は時代の反映もあつて特に農業構造にメスを加える構造統計資料の作製に重点がおかれました。農林業センサスは国政の資料となるばかりでなく、本市の農林業振興計画を樹立する上に最も貴重な基礎資料となるものであります。従つてこれを適当な方法で公表し市民の方の参考に資したいと思いますが、何分模大な資料でありますので今回は主として農業就業構造について述べこの改善についてどの様な問題点があるかを少し検討することにしました。

第一節農業の概況

本市の農家戸数は六、四四三戸で水田三、五三一町畑一、一七五町樹園地三一九町歩で農家一戸当り七反九畝であります。

近年西九州では密柑栽培が異常な程伸長しておりますが、本市においてもこの現象は見られ二八〇町歩に達しております。

農産物は米作が主幹となつており米作技術の向上と農薬等の進歩のため全国的な六年続きの豊作は本市においても享受されており、この様に本市農業は安定発展しつつあるが内部に蔵されている問題点は又少くはありません。

第二節農家戸数

第一表の通り昭和三五年は六、四四三戸で二五年に比べて二三八戸の減でその減少率は三・五六%で大きな変化は見られない。

経営耕地広狭別農家数第二表によつてみられるように五反までの極く零細な階層がやや減少の傾向にありますが、全農家に占める割合は全く変つておりません経営耕地広狭別にみて三六・五%を占める五反より一町までの階層は三〇八戸の減少で近年特に著しい減少傾向を示しているのが注目され、次に一町以上の階層がわずかではあるが増加しつつあるのは経営規模の拡大方向に進みつつあることを示しています。

第三節専兼別農家数

第一表の通り三五年の専業農家は二、三一九戸で二五年に比べて一、四一九戸の減少を示めしております。

兼業農家を第一種兼業（農業を主とする兼業）二、五〇一戸第二種兼業（兼業を主とする農家）が一、六二三戸で二五年に比べると第一種兼業は九八一戸第二種兼業二〇〇戸の増加であります。

第四節農家人口

農家人口の減少については農政上大きな問題を提起しているが本市においても第三表に見られる通り十年前に比べると二、六〇六人の減少であります。

次に世帯員の就業状態を第三表でみると二三、八四五人農家総人口の六三%を占めています。

世帯員（十六才以上）の就業状態別にみると二三、八四五人で農家総人口の六三%を占めているが男よりも女が一、六七五人も多くなつています。

それではどの様な状態で就業しているかを見ると農業だけに従事しているものは男五、一九六人女九、〇〇四人で女が三、八四四人多く更にこれを仕事が主のものをみると男三六、八%女五二、二%であつてその他の男三六八人はさしずだけするような人で女では農繁期だけ農業手伝などする人が多いことを示しています次に農業と兼業とに従事しているものをみると男が多く七六%女二四%であります。

以上を概観すると農業だけに従事するものは女が多く農業と兼業とに従事しているものは男が多く本市の農業は経営規模が零細のため男は次第に兼業化し農業は片手間にやり女や高令の男子が従事し労働の質が低下しつつあることを示しています。

次に兼業だけに従事するものは男が多くいずれにも従事しないものに女が多いのは女は高令者が多くなお家事や育児等で全く労働力の対象にならないためであります。

第五節兼業者の就業状態

第四表で兼業の種類を分析すると雇われ兼業と自営兼業はほとんど同数で、雇われ兼業中事務職員、技術職員、教員役職等の勤め人は安定職業で他は不安定兼業とみなされます。

第六節他出家族

これまで述べたように本市の農業就業構造は国内経済の高度成長に伴い兼業が急速に増加し農業労働力の主柱となるべき男子青壮年は次第に減少し女子および老令の男子が従事するという劣悪な労働力に変化しつつあることを第五表によつて知ることが出来ます。

第五表の一は三四年三月に高等学校および中学校を卒業した農家の男子の他出状況をみると長男も他の二・三男と全く制約なく他出しており、他出の理由は就職が大部分であります。

次に主として農業又は兼業に従事していた一八一人中二四才までの人が六六%を占め他出の理由中就職が一〇四人五七%であります。

女の他出者も男子と同数ですが、就職のためは少く三七%に過ぎません。

以上は新らしく農業労働力となるべき新卒者又は青年の動向でありますが本年は更にこの傾向が強く中学卒業者百人中僅か八人となつております。

農業構造改善への問題点

今まで述べたことは農林業センサスから現象的側面として分析しましたが要点を要約すると分析の過程でもふれてきたとおり農業構造改善への基本的問題として三つに集約してみますと

一、農業の生産基盤である耕地面積が増加せず、また農家数の減少がなく経営規模の拡大は現在の既耕地の枠内で行われており、それに生産性の低い極く零細な農家の減少は全く無く五反より一町までの階層の耕地がそれ以上の層に移転し階層の分化は望ましくない方向に展開されつつある。

二、農業の兼業化が急速に進みつつあるが本市産業構造の後進性から第二次産業よりも第三次産業への流出農業人口が多く不安定兼業が多いこと。

三、農業就業人口は減少し過剰就業の状態が解消しつつある反面新鮮な労働力の補充交替が行われず婦人および高令男子の従業者がふえ労働力の質の低下が見られること。

第一の問題について

農家数の減少は、就業人口ほどその減少率は激しくない。それは現行の農地制度の問題や既就業者の転職が困難であることに起因している。また、転職者の職場が不安定又は低所得のため完全離農が困難で低所得の補慎又は老後の保障として持ち続けると云う農地に対する執着性がある。他面開墾による耕地の増加があるが山林原野の所有権の問題があり、一言にして云えば開墾適地の所有者が開墾意欲がなく適地をほしいものが適地の手入困難と云う阻害要因等が見られる。

第二の問題について

日本農業の問題を農業部門だけで解決することは到底困難であるから他産業との連関において兼業化は必らずしも不幸とは云えないが本市の限りある雇用の場においては安定した労働生産性の高い職場を得ることは到底困難であつて政府の企図している低開発地域工業開発促進法等によつて工場の誘致を期待せねばならない。

第三の問題について

昨年来農業人口の六割削減とか四割削減とかの提唱によつて貧農切捨論だとの世論もあるようだが、農業就業人口の減少は他産業の高率成長に伴い減少するのは必至であつて本紙の統計でも示している。

このようなことから国の所得倍増計画や県の産業振興計画が農業の伸長を生産構成の改善と就業人口の減少とによつて所得の倍増が期せられている以上、本市としても当然これらの施策に対応した振興計画が樹てられるべきであり、この基本となるものは各地域又は単位農協等の農業計画であります。各種の計画立案には多くの基礎資料が必要でありますが、本市においてもある程度の資料は整備されているので、市民各位の御利用をお待ちしている次第であります。（総務課）

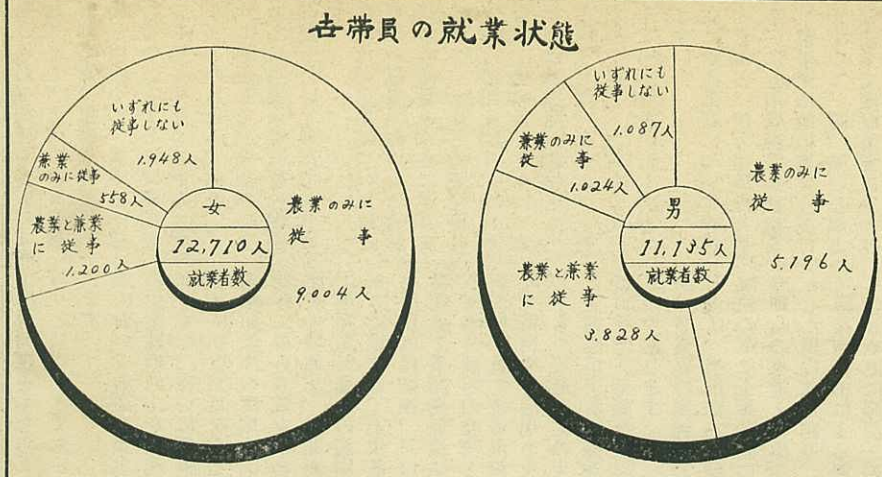

世帯員の就業状態

（第1表）　農家数　（昭和30年は佐賀県農業基本調査による）

年次	農家数 総数	減少率	専業	専業率	兼業 第一種	割合	第二種	割合	農家人口	一農家あたり人口
昭和25年	6.681	0	3.738	55.9	1.520	51.6	1.423	48.4	40 667	6.1
昭和30年	6.559	1.8	3.316	50.5	2.061	63.5	1.182	36.5	40.277	6.1
昭和35年	6.443	3.6	2.319	35.9	2.501	60.6	1.623	39.4	38.061	5.9

（第2表）　経営耕地広狭別農家数

年次	総農家数	3反未満	3反～5反	5反～1町	1町～1.5町	1.5町～2町	2町～3町	3町以上	例外規定農家
昭和25年	6.681	1.254	852	2.621	1.594	293	59		8
	100	18.7	12.7	39.2	24.0	4.4	0.9		0.1
昭和30年	6.559	1.179	863	2.652	1.538	282	37		8
	100	18.0	13.2	40.0	23.5	4.5	0.7		0.1
昭和35年	6.443	1.161	828	2.344	1.660	385	60	3	2
	100	18.0	12.8	36.5	25.8	6.0	0.9	0	0

（第3表）　世帯員の就業状態別人数　（昭和35年）

区分	総数	農業のみに従事 仕事が主	その他	農業、兼業に従事 農業が主 仕事が主	その他	兼業が主 仕事が主	その他	兼業のみに従事 仕事が主	その他	いずれにも従事しない 病弱老令	その他
男	11.135	4.828	368	1.698	36	2.068	26	1.009	15	511	576
女	12.710	6.845	2.159	640	44	461	55	520	38	1.009	939
計	23.845	11.673	2.527	2.338	80	2.529	81	1.529	53	1.520	1.515

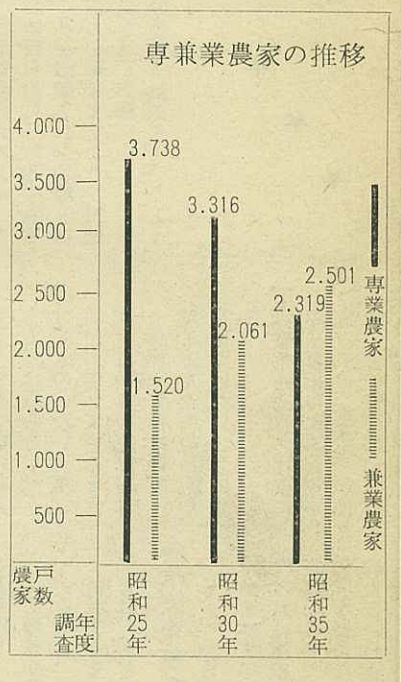

（第4表）　兼業者の就業別人数

総数	賃労働者	事務、技術、職員、教員等	役職	季節出稼	人夫日雇	自営兼業	自営兼業の内訳 製薪炭	育林	漁業	職人	自営小	商店	その他
6.610人	1.043	1.262	31	13	909	3.352	273	1.070	369	497	423	383	322
100%	15.7	19.1	0.5	0.2	13.8	50.7	8.2	32.0	11.0	15 0	12.6	11.5	9.7

（第5表）　他出家族　（1）昭和34年3月学校を卒業した人（男）

計	長男	二・三男	年令 17才以下	18才以上	他出の理由 就職	進学	分家	その他
149人	46	103	68	81	115	20	4	10
100%	31	69	45	55	77	13	3	7

（2）主として農業又は兼業に従事していた人（男）

計	長男	二・三男	年令 19才以下	20～24才	25才以上	他出前の状態 主として農業	主として兼業	その他	他出の理由 就職	進学	分家	その他
181人	38	143	49	70	62	44	97	40	104	5	34	38
100%	21	79	27	39	34	24	53	23	57	3	19	21

（3）女の他出家族

総数	他出の理由 就職	進学	分家	その他
339人	126	10		203
100%	37	3		60

転居届は郵便局へ

四月は進学や就職などで住所の移動が多くなり、皆さんが折角お出しになつた郵便も返送や遅配の原因となりますので、郵便の利用については、次のことを心がけましよう。

一、転居届けは郵便局へも住所が変つたら新、旧の受持郵便局に転居のお知らせをして下さい。お知らせが出ていると、旧住所あての郵便物でも差出人に返すようなこともなく、新住所に転送され、また新住所の受持配達局でも台帳にのせて配達が確実に行なわれます

市民課で転居届をなされるとき、郵便局に届ける用紙が備えてありますので、これを利用して下さい。

二、同居人あての郵便は肩書を、

アパート、下宿、同居、間借などの方にお出しになる時は郵便に「何々方」と肩書をつけましよう。

三、表札や受箱の備えを、一般家庭はもちろん、特にアパートや寮、あるいは同居の方の郵便受けとりを正確にするため、管理人や同居先と話し合つて、自分の表札や受箱を備えましよう

「公売のお知らせ」

国民健康保険課では滞納処分による、差押財産の公売を左記により実施致しますのでお知らせ致します。

一、日時　昭和三十六年四月二十一日午前十時より

二、場所　伊万里市役所

三、公売物件　タンス、ラジオ、その他二十三点

生れた果樹栽培の新鋭
地域の指導に一役

三月三十日午前十時から柳井町公民分館において第五回伊万里市果樹講習所の修了式が行われ、四十六名の果樹栽培の地域指導者が生まれました。

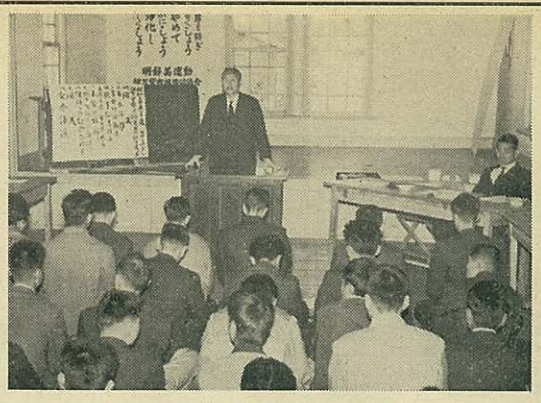
【修了生を激励する市長】

これは市が果樹農業の円滑なる発展を期するため、果樹栽培者の技術の習得とあわせて、地域における中堅果樹農業指導者を養成するため、昭和三十年に開設されたもので、今回で五期目、二百四十九名の修了者を出しています。

なお、講習日数は年間三十日で講師は県ならびに県農試果樹分場技師、市農林水産課係員が当り、栽培技術の修得はもちろん、植物生理、経営に関する講義等を受け、市果樹生産に期待するところは大きいものがあります。

なお次の修了生は成績優秀として表彰されました。

優良賞
小杉伸行（波多津）　浦川寿夫（東山代）　斉藤保子（南波多）　樋渡幾次（伊万里）　小杉昭俊（波多津）　小杉斉（波多津）　山口貞吉（山代）

努力賞
松永賢次（山代）　井上寛（伊万里）　杉山充（黒川）

完納で街の発展国の富
市税納期一覧

昨年から徴税令書の様式が年一回発布されることによつて、一部の方から、不便だ、忘れる等の声もありますが、これは法的に決められているものですから早くこのやり方に馴れてください。

このために納期のときはビラを配付したり、マイクを通じてお知らせ致しております。

また、以前に配付しております「納税袋」に入れて見易いところにおくとか、納税組合にて保管する等、納期をお忘れなく納期内に完納してくださるよう、特にお願い申上げます。

1月	市民税	第4期
2月	固定資産税	第4期
4月	固定資産税	第1期
4月	軽自動車税	
6月	市民税	第1期
7月	固定資産税	第2期
8月	市民税	第2期
10月	市民税	第3期
12月	固定資産税	第3期

固定資産の評価について
市税務課から

近く固定資産税の徴税令書がお手もとに交付されますが、これが課税の方法について簡単にお知らせいたします。

固定資産の評価格は地方税法第三百四十一条に「適正な時価をいう」と規定されていますが、その時、ところによつて変動のある時価をどのようにして決めるか政府は評価の基準年度を示し、この評価格を三年間据えおくことにしておりますが、本年はその評価がえの年にあたりましたので、自治大臣の指示する評価基準にしたがつて評価してあります。

(1) 家屋の評価について

併用住宅、専用住宅、農家住宅、店舗等二十一種類に分類し、政府が指示した評価基準にしたがつて、これらの家屋を本年一月一日に建築した場合にはどれだけの価額になるかを算定し、これに経過年数、損耗の程度、床面積の広さ、所在地の状況等により補正をし、更に毎年自治大臣の指示する平均価額にあわせるため個々の家屋について補正した額が評価格（課税標準額）です。

(2) 土地について

現在のところ自治大臣が指示した額に合致するように賃貸価格に倍数（別表参照）を乗して算出した額を評価格（課税標準額）としております。

原則としては自治大臣の指示した評価の方法（評点式評価法）により評価すべきですが一挙に調査することが困難なため年次計画で評価することにいたしております。

例えば田、畑山林、原野の場合は自然条件（気象、土壌、用水、災害の状況等）経済条件（交通、水利の便否、耕作の難易、通作距離裏作の難易等）その他各種の条件、基準にしたがつて各筆ごとに評点数を求めます

また宅地の場合は路線価式評価法といつて

① 街路が宅地に及ぼす交通上の利用価値

② 公共施設、慰安娯楽施設、駅停留所等に近接していることの宅地に及ぼす影響

③ 宅地そのものとしての利用状況、保安状況等による価値

その他各種の基準にしたがつて各筆ごとに評点数を求める。

このようにして評価された土地、家屋、償却資産の評価額の合計額（課税標準額）に税率百分の一、五を乗じたものが固定資産税です

令書を受けとられて間違いや、不審の点があれば三十日以内に市長に異議の申し立てをして下さい。

なお本年度は都市計画税は課税されておりませんので御承知下さい。

昭和36年固定資産（土地）の賃貸価格に対する評価倍数

町名＼地目	田	畑	宅	山林	原野	雑種地	摘要
伊万里	2.110	2.680	2.300 2.100 2.200 2.000	4.730	5.170	5.170	
黒川	2.380	3.020	2.630	〃	〃	〃	
波多津	2.260	3.090	1.980	〃	〃	〃	
南波多	2.450	3.300	2.880	〃	〃	〃	
大川	2.050	2.890	3.040	〃	〃	〃	
松浦	1.970	2.450	2.570	〃	〃	〃	
二里	2.020	2.480	2.150	〃	〃	〃	
東山代	2.050	2.700	2.520	〃	〃	〃	
山代	2.120	2.990	2.990	〃	〃	〃	
指示額	42.076円	18.689円	410円	3.087円	1.690円	—	宅地は坪当その他は反当

市そ菜園振興協議会設立さる
集団栽培と共同出荷を推進

伊万里市そ菜園芸振興協議会設立総会は三月二十四日午后一時から、農協会館会議室に市農林事務所、普及所農協、青果市場並びに生産者代表等約四十名が集まり開催された。

新らしい農業の方向として、利潤率の高い作物、いわゆる、もうかるものへの切り替えが必要とされている今日市のそ菜園芸振興方策として、畑作の改善と水稲早期栽培後作の高度利用を図り、かつ適地適作による集団化及び共同出荷販売体系を確立し、あわせてそ菜園芸の特産地を育成することを目的として設立されたもので、次のような事業を推進する

一、適地適作を主眼とした集団栽培を奨励するとともに反当収益の増大を図る。

二、栽培種類、品種の適正な選択をなす。

三、出荷、販売体系の確立を図る。

四、栽培技術の向上を図る

また、国民所得の増大による食生活の向上に鑑み昭和三十六年度市の特産として集団栽培を推進するため、種類、品種について審議した結果、秋馬鈴薯、西瓜、玉ねぎ、にんじん、里芋、グリンピース、又、トンネルハウス等によるトマト、胡瓜の促成及び抑成栽培、早出し南瓜等を本市の特産として集団栽培をなし、市内の供給はもちろん、北九州、佐世保、京阪神方面への共同出荷を推進、技術指導については農業改良普及員、営農技術員、市係員が当り、資金についても市が利子補給及び損失補償を適用し農業経営の発展を図るものであります。

なお役員は次のとおり

会長川原幾治氏
副会長大木農林水産課長
事務局は市農林水産課となつております。

健全なる青少年の育成を目指して

三月五日午前九時から伊万里小学校講堂において、市連合青年団、市青少年問題協議会、市教育委員会、市内各町子供クラブ育成会主催により、市青少年問題研究大会が開催されました。

これは、現在全国的に問題となつている青少年問題に対し、市連合青年団はその一環として、各町子供クラブ育成強化、青年団支部活動の推進を画つていますがこれに伴なう諸問題解決を目的として開催されたものであります。

子供クラブの問題としては父兄に対する趣旨の徹底、又青年団活動問題としては団員の減少により、従来のゆき方が再検討されなければならない事等につき研究討議され特に団員減少の問題から市内在住の該当者は必ず入団するよう強く要望されている。

科学捜査に新威力
電解研磨法

世はまさにスピード時代で自転車の多い佐賀も近頃はバイクが巾をきかせています。

時代とともに犯罪も変りますが、今では自転車泥棒は減つて金目が高くて逃げ足の早いバイク泥棒がグンとふえています。

ところでバイク泥棒といつても、一人一台主義から、数十人が組んで盗む窃盗団と大小さまざまです。

こんど検挙されたバイク窃盗団は、北九州一帯を根城にした大物で、その組織は盗んでくる持ち込み屋、それを塗りかえて部品を取りかえるぼんこつ屋（別名変装屋）更に車体やエンジン番号を打ちかえる、こんこん屋、にせの登録証明書をつくるおふだ屋（別名登録屋）これを売りさばくさばきやなど全部で三十六名という大がかりなものでしたこの窃盗団の盗んだオートバイやバイクは全部で二百台、時価約二千五百万円という大金になつています。

このバイク窃盗団の検挙に大きな役割をしたのが「電解研磨法」です。

今は、盗んだバイクをそのままで第三者に売るような犯人はいません。

ばれないように車体番号やエンジン番号をヤスリで削つたり、金槌で叩きつぶして新しい番号に打ち替えて売りさばきます。

そこで警察では何んとかして打ちかえ前のナンバーを読みとつて捜査のカギをつかもうとします。これを解決するのが「電解研磨法」であります。

この原理を簡単にいえば、金属に刻印を打ち込むと、外力によるひずみがその組織内にできます。この一度できたひずみはたとえ部外にある刻印を削りとつても別の番号を打つても、そのまま残つています。そこでこのヒズミの部分に電解研磨法を行なえば、科学変化を起こし、最初のひずみが現われて製造時の番号がわかるわけです。

電解研磨法はこのようにして、機械類、カメラ、ミシン、テレビ、自動車など金属にボディーナンバーをもつたものならなんでも応用できます。

市民の声

（問）わたくしの家は生活に困り、父が残した家屋（時価六十万円くらい）を売ることにしましたが、他家に嫁いだ姉が自分にも分けてくれといいます。

わたくしの家族は母、わたくし、弟、妹、と他家に嫁いだ姉ですが、いま遺産の分けかたについて家族がゴタゴタしていますので、ぜひ法的な御解答をお願いします。

（答）新民法では男女の別なく、また他家に嫁いでいることなどを問わず、平等に相続するのが原則ですし、また夫の財産に対しては妻の相続もみとめられています。

したがつて、あなたの父の財産が家屋だけとすれば、家屋を売つた価格の三分の一が母、三分の二が兄、弟姉妹で相続するわけです。

すなわち家屋が六十万円に売れたとすれば、二十万円が母、四十万円を兄弟姉妹で四等分（一人十万円づつ）すればいいのです。

しかしそれでも家族の間に相談がまとまらなければ、家庭裁判所で分けてもらう手段があります。

御寄附報告

昭和三十六年三月三十一日現在

月日	金額	住所	寄附者名	摘要
三、二〇	五千円	東山代町川内野	故母西田ミチ殿の香典返しとして	
三、二七	七千円	山代町久原	西田　栄	〃
三、二七	五千円	東山代町里	中尾徳助故妻中尾カツ殿	〃
三、二七	壱百円	匿名	鹿　広一故母鹿千代殿	〃
三、二八	壱万円	伊万里市松島町	中里善則故父中里大市殿の香典返しとして	〃
三、二八	参千円	大川内町一の瀬山	浦田久子故夫浦田義夫殿	〃

月計　参万壱百円也
累計　参拾七万参千弐百弐拾六円也

教育特別基本財産へ壱万円也　山代町楠久津　松本礼治氏より
右紙上をもつて御礼旁々報告いたします。

伊万里市

◆今月は固定資産税第一期分および軽自動車税（三、四輪のものを除く）の納期です

0202

よくなつた移住条件

南米移住について

南米諸国に農業移住が再開されたのは、昭和二十七年からですが、佐賀県からの移住者はいま八百名にのぼつています。

ところで移住者の大部分はブラジル国であり、この国とは昨年十一月、日伯移住協定が調印されて近く東京で批准の段階にありますが移住協定が発効しますと、移住者の職業用機械器具に対しては、関税がかからないこと、さらに現地で三ケ年間は税金も免除される恩典に浴することになりますまた移住者の受入れ援護や教育、厚生その他営農自立のための指導援助についても、ブラジル国の責任によつて実施されることになりますので、移住者は今までより以上に安心して移住ができ、また自立できる時期も早くくるわけです。

最近移住された方からのたよりを二、三紹介しますと昭和三十二年十二月ブラジルに渡航し、コチア青年として就労されていた方は、昨年から、分益農として独立されており、今年の生産予定は、八百万円が見込まれ、地主と分益しても手取は、その半額以上の四百五十万円程度になるそうです従つて経営費を差引いても二百万円以上が農業所得として見込まれる状況にまで発展しています。

昭和三十四年五月、北ブラジル、アマゾン河上流のキナリー地区に自営移住された方は、すでに陸稲六ヘクタール、ゴムニヘクタール（四千本）そのほかバナナパインアップル、大豆、そさい類などを作付けされており、特に米の需要が多くてうれしい悲鳴をあげておられるそうです。将来はゴムを主作として、十ヘクタール（二万本）に拡大する計画をもたれているように聞いています。

昭和三十五年六月渡航された方は、パラグアイ国のアルト、パラナ移住地で七ヘクタールを開墾し、米、大豆、小麦、トウモロコシ、ミカンなどを作付けて大変成績も良く、地区内の材木はいままで伐採して焼き払つていたのを、今後は製材して輸出する計画を立てられ、本年中には、住宅の本建築をするまでになつておられます。

このように移住者の近況はとても希望の持てる現況のようです。

県海外協会では、常時移住者の募集を行つていますが現在、募集されているものは次のとおりです。

なお、くわしいことは海外協会か県農地開拓課、市農林水産課内、市海外移住協会事務局へおたずね下さい

一、自営移住地

A　ブラジル国

①リオデジヤネイロ州

フンシヤル移住地

募集数　四十八世帯

携行資金二十万円以上

締切日　年間常時受付

B

パラグアイ国

①アルト、パラナ移住地

募集数　五百四十世帯

携行資金二十一万円以上

締切日　年間常時受付

C

アルゼンチン国

①ガルアーペ移住地

募集数　五十四世帯

携行資金二十五万円以上

締切日　年間常時受付

D

ボリビア国

①サンフアン移住地

募集数　百世帯

携行資金十三万一千円以上

締切日　年間常時受付

二、分益農移住地

①ブラジル、リオ・グランデ・ド・スール州分益農

募集数　八十世帯及び単身青年五十名

携行資金　二万円以上

締切日　年間常時受付

三、雇用移住地

①南ブラジル雇用移住

募集数　二百世帯及び単身青年百名

携行資金　二万円以上

締切日　年間常時受付

②ブラジル、コチア青年及び若夫婦移住

募集数　単身四百六十名若夫婦五十五組

携行資金　二万円以上

締切日　年間常時受付

教育施設の建設状況（完成のもの）

❶小学校危険校舎鉄筋二階建により施行していた左記工事はこのほど完成し、新学期から使用することになりました。

❶南波多小学校　延坪一八一坪（五九七平方米）普通教室六室、工事費七六四万円

❷松浦小学校　延坪一八一坪、普通教室六室、工事費七六四万円

❸山代西小学校　延坪一八一坪、普通教室六室、工事費、七六〇万五千円

❷中学校

国見中学総合校舎の整備事業も鉄筋二階建により特別教室四室が完成しました。延坪一八一坪、特別教室（理科二、被服、音楽）工事費七八八万円

市職員の異動（四月一日付（　）内は旧任）

兼土木港湾課長（建設局長）中山春夫

経済課長（国民健康保険課長）福田一郎

国民健康保険課長（厚生課長）副島進

厚生課長（港湾課長）中島虎作

水道課長（経済課長）牧瀬良四

解く松永稲吉（消防長兼署長）　消防署長広川卯兵衛（消防署嘱託）

なお三月三十一日付勇退せる職員は次のとおりであります。

土木課長木下栄　水道課長池田武夫　市民課長補佐昇任山口儀一　課長補佐昇任渡辺勝治

農業調停とはその方法は

（問）私が耕作している畑と隣の畑の境界について争いが起つたので農業委員会に調停をたのみました。農業委員会でもいろいろ調査をして調停をしてくれましたが相手方（隣地の耕作者）はどうしても話し合いに応ぜず、とうとう物分れになりました。

農業委員会は、もう裁判所に農事調停でも頼むよりほかないと言つています。農事調停とはどんなものか、その申立の方法を教えて下さい。

（答）農事調停は民事調停法に定められており、農地又は農業経営に附随する土地建物その他の農業資産の貸借、その他利用関係の紛争を調停する制度です。

農事調停はその紛争の目的である農地等の所在地を管轄する地方裁判所（当事者が合意の上で定めるときは簡易裁判所）がうけもちます。そして調停は原則として調停委員会（裁判官一名民間から選任された調停委員二名以上で構成）が行いますが、都道府県の小作主事も出席していろいろ意見を申述べることになつています。農業調停は裁判のような強制的な解決手段ではなく、あくまで話合いによつて条理にかない、実情に即した解決を図ることを目的とする制度ですが、いつたん話合いがつき、これを調書に記載すれば判決と同じような効果を持つことになつています。

しかもその手続は簡単で形式ばらずに、また費用もあまりかからず、比較的短期間で解決をみるという長所があります。

つぎに申立の方法について簡単に申しますと、申立は書面でもまた、口頭でもすることができます。そして申立では調停申立の趣旨及び紛争の要点を明らかにし証拠書類がある場合にはそれをつけて出すことになつています。

申立手数料は調停してもらう物の価格によつてきまりますが、大体五万円の物について三百円、十万円の物について六百円程度です。

市郷友、軍思会失権者総会のおしらせ

一、とき　四月三十日（日）午前九時半から

二、ところ　伊万里小講堂

当日は戦時加算によつて恩給がつかれる方の恩給請求についての説明があります。該当者の御出席を特にお願いしております。

総会終了後（午後一時の予定）懇談会が開催されますので、希望の方は会費（一五〇円）当日受付まで、御持参下さい。（市郡郷友軍恩会）

防犯灯で町を明るく

新設に自動点滅器を無料で

市では現在明静美推進運動の一環として防犯外灯の新設を補助していますが、このたび九州電力では四月一日から、四〇ワット（定額）以上の街路灯の新設お申込みに対し自動点滅器を無料でサービスすることになつております。自動点滅器は自然に点灯し、朝方になればひとりでに消灯する便利なもので手間がはぶけ、スイッチの故障もなく電球も永もちします。

定額街路灯の料金は三月二十一日から別表のようになります。

(イ)需用家料金が1/3に値下げされました。

(ロ)従つて六〇ワットまで（一灯）は需用家料金とワット別料金を合計しますと、今までより値下げとなります。

なお新らしく一般街路灯を取り付けられる方には次のようなサービスを行つています。

❶白熱電球取付の場合

定額二〇ワット以下は電球一個と工事割引券（百円）一枚提供

定額四〇ワット以上は電球一個提供

従量、申込ワットの電球一個提供

❷蛍光灯、ネオンの場合一灯に付工事割引券（百円）一枚提供

❸水銀灯の場合一〇〇ワットにつき工事割引券（百円）一枚提供

	旧料金(B)	新料金(A)	A－B
需用家料金（1契約につき）	39.60	13.20	－ 26.40
20ワットまで	100.10	105.60	＋ 5.50
40　〃〃	162.80	173.80	＋ 11.00
60　〃〃	225.50	242.00	＋ 16.50
100　〃〃	352.00	378.40	＋ 26.40

電気事故防止についての御願い

九州電力伊万里営業所

①電線路附近での工事電線路附近での工事は危険を伴いますので必らず九電へ御連絡の上、危際のない様に工事が済んでから作業願います。家屋の新増改築テレビアンテナの新設、或は樹木伐採等色々な作業がなされる事と思いますので何卒宜敷くお願い致します

②切れた電線や垂下した電線にふれないで下さい。

颱風荒天時等電線が切れたり垂れ下がつたりする事があるですので電線にふれないで最寄の九電へ直ぐ御連絡下さいます様お願い致します。

③素人の電気扱が一番危険生兵法は怪がのもといいますが勝手に電柱に昇つたりヒューズを入れかえたりしないですぐ九電へ申込んで下さい。

④タコ配線はやめましようタコ足の様に電線を引つぱればコードや電線が熱をもつて火事の原因ともなります。必要な電気は正しい配線で使用しましよう。

しあわせな結婚生活を

市結婚改善規約

新生活運動の推進については、市民皆様の理解ある御協力を得まして着々その実をあげつつありますが、結婚改善については、皆様多年悩みの問題でありながらその因習を打破することができず、今日尚、一部地方には、多額の経費をかけ旧態依然たるままの形式をつづけ、結婚の真の意義を解せず新時代の結婚観の上からみても、あるいは又経済生活安定の上からみても、大いに考慮せねばならぬ面が幾多あると思われますので、ここに伊万里市としての基本的な結婚改善規約を制定し、全市民の皆さんが一体となつて実践し、住よい明るい郷土を築ましよう

第一条（媒酌人）

❶媒酌人は、因習にとらわれず、小数にとどめる。

❷婚約成立までは、なるべく茶菓を用い、酒肴を用いない。

❸婚約が成立すれば、媒酌人及び当事者は、当該公民館及び部落推進委員に連絡し、本規約の実行につき、打合せること。

❹婚約者双方になるべく健康診断書を取り交させる。

第二条（結納）

❶一生固め（すみ酒）は、なるべく酒一升一肴とし金納の場合は、壱千円以内とする。

❷結納は参万円以下の金納とし、酒肴は一升一鯛とする。

❸嫁方の返礼は廃止する。

❹目録を廃止し、結納開きはしない。

第三条（結婚式）

❶結婚式は、できるだけ公営結婚の方法で行うことそのときの指導進行は当該公民館が担当する。

❷結婚式及び披露は一日で終る（本客は三時間以内とする）

❸結婚式は出合祝儀とし、参列者は近親者にとどめ費用は七・三を基準とする。

❹本客に要する費用は、料理、酒、引物を含めて五百円以内とする。

❺式服は、新調をさけ、有合せ、又は貸衣裳等を利用する。

❻結髪は、和洋髪随意とするも、なるべく普通束髪とする。

❼媒酌人は、婚姻届を七日以内に提出するよう斡旋すること。

第四条（披露）

❶親戚及び知己、近所披露（隣保班）は、一宴会二時間以内とする。

❷青年客は廃止する。

❸親戚及び知己の料理は酒を含めて二百五十円以内とし土産物は全廃する。

❹近所披露は、料理、酒を含めて百円以内とする。

第五条（調度品）

❶調度品は、必需品のみに止め、双方の親、兄弟又は本人たちで受渡しする

❷衣裳見せ、道具見せは廃止する。

第六条（初歩き）

初歩きは、新夫婦のみとし、土産物は簡素にする

なお推進方法として

❶各部落の新生活運動推進委員会が、本規約の指導にあたります。

❷媒酌人、又は当事者は、婚約が成立すれば、部落推進委員長に連絡して、本規約の実行について協議します。

❸公民館本館は、必要に応じて推進委員会を開き、実行に対する情報交換、研究討議をし規約の推進に万全を期します。

❹他市町村との婚約の場合は、公民館長を通じ協力を求めます。

上手な子豚の育て方

最近食生活水準の向上に伴い、畜産物に対する需要が多くなり、このため各地で養豚が盛んとなつておりますが子豚飼育の上手下手によつて、豚は最後までその影響をうけ、結局はその豚の収益に大きくひびくことになりますので飼養管理には特に御注意下さい。

まず離乳ですが、これはあまり早いとその後の発育が思わしくないので、なるべく長く母豚につけほ乳し、肉用子豚は生後四十五日以上で体重が十二キロから十三キロ、繁殖用子豚は生後六十日で体重が十四キロから十五キロ以上になつてから離乳すべきです。

なお、ほ乳期間中は、餌付けをなるべく早くして飼料に馴らし、十分飼料を食べるようになつてから離乳します。

餌付けのときは煮たいもや脱脂乳や山羊乳で練つた飼料を与えて食い込みをよくします。

よそから子豚を購入した場合は、急に飼料を変えないで購入先で与えてたい飼料をもとにして少しづつ切り変えるようにします。

飼料は離乳後一ヵ月間位は少量づつ四、五回に分けて一回三、四分で食い終る程度の量が適当です。

餌の配合も十分吟味して、たん白質の多い魚粉、大豆粕、ぬか類などを適当に与え、いもや残飯だけの単味飼料だけを与えることのないようにしましよう。

なお下痢をしたら、すぐ減食か絶食して早く手当をします。悪性の下痢は家畜衛生保健所か開業医にみせた方がよいでしよう。

また骨格や筋肉の発達をはかるため、運動や日光浴、皮膚の手入れなどを励行しましよう。

放飼いをすると豚が土を食べて、ミネラルや、ビタミン2Bなどの補給に役立ちます。ただこの場合、みみずを食べないように注意することが必要です。

体の手入れは、皮膚の呼吸作用や血液の循環をさかんにし、食欲も増し、子豚の成長促進と保健栄養のうえに大きな効果があります。

0203